

令和5年8月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（行コ）第52号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和3年（行ウ）第379号）

口頭弁論の終結の日 令和5年6月12日

判決

控訴人	X 法人
被控訴人	東京都
同代表者兼処分行政庁	東京都労働委員会
被控訴人補助参加人	Z 組合

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用（補助参加の費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 東京都労働委員会が都労委平成31年不第3号事件について令和3年6月15日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、控訴人の職員の一部が加入する労働組合（合同労組）である被控訴人補助参加人の運営に関して労働組合法7条3号に違反する不当労働行為（いわゆる支配介入）をしたことを理由とする救済を申し立てられ、被控訴人からその申立ての一部を認容する救済命令を受けたことから、その取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴している。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審における当事者双方の主張を踏まえて、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁22行目の「目的とする」を「行う」に、同頁24行目の「現在」を「当時」に、同3頁2行目の「労働条件の」を「労働条件を」にそれぞれ改め、同頁5行目の「甲3 [3]、」の次に「65、」を加え、同頁12行目の「甲3 [4]」を「甲3 [3、4]」に、同4頁18行目の「甲3 [4、5]」を「甲3 [4ないし6]」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決6頁19行目の「取消事由の有無」を「適法性」に改め、同頁24行目の「もの」の次に「等」を加え、同行目の「違憲・」を削り、同7頁14行目の「発しているが、」の次に「本件説明行為等につき本件命令が支配介入に当たると述べるころは、使用者が労働組合を批判する言論を行う場合には避けることができない可能性の一例にすぎず、本件説明行為等は組織の混乱・崩壊を避けるために行った防衛のための言論にほかならないのに、本件命令は、使用者の反論手段を、組合との交渉、組合への抗議及び訴訟による法的手段等に限られるとした上で、主文1項により、「敵対する好ましくない存在であるなどと印象付ける内容の資料を配布し説明するなどして」などという曖昧で漠然とした内容の命令を発して、過度に広汎な言論の禁圧をしている。」を加える。
- (3) 原判決12頁9行目の「もの」の次に「等」を加え、同行目及び18行目の「違憲・」をそれぞれ削り、同頁19行目から20行目までを次のとおり改める。

「(被控訴人の主張)

本件命令の主文1項は、不当労働行為制度の趣旨及び目的に照らして、「補助参加人及びその組合員を控訴人に敵対する好ましくない存在であ

るなどと印象付ける内容の資料を配布し説明するなど」の本件説明行為等と同様の不当労働行為を繰り返さないことを命じるものであり、労働委員会の裁量権の逸脱又は濫用との評価を受けるものではない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決13頁3行目の「8月頃」を「8月」に、同頁4行目の「申立て」を「申し立て」に、同頁21行目の「他方で」を「他方で、」に、同15頁7行目の「講演を行い」を「説明し」に、同頁8行目の「講演」を「説明」にそれぞれ改める。

(2) 原判決18頁7行目から8行目にかけての「その運営を支配し又はその運営に」までを「運営することを支配し又は」に、同19頁初行の「とは断じ得ないものというべきである」を「ものではない」に、同頁2行目から3行目にかけての「違反するものとまではいえず」を「違反するものではなく」にそれぞれ改める。

(3) 原判決19頁5行目から同20頁11行目までを次のとおり改める。

「控訴人は、前記第2の4(1)の(控訴人の主張)イのとおり(当審における補正後のもの)、本件説明行為等に労組法7条3号本文を適用する本件命令が違憲である旨主張する。

控訴人の上記主張は、同条項の憲法適合性に疑義があるとする控訴人の前記第2の4(1)の(控訴人の主張)アの主張を前提とするものであるところ、同条項の憲法適合性に係る控訴人の主張を採用することができないことは前記説示のとおりであるから、本件命令の違憲性を言う控訴人の上記主張は、実質的には、本件命令が違法であるとしてその適法性を争うもの(前記第2の4(2)の(控訴人の主張)と同一のもの)と解される。

したがって、本件命令が違憲である旨の控訴人の上記主張は採用することができない（本件命令の適法性については、次項で判断する。）。」

- (4) 原判決 20 頁 14 行目の「したもの」の次に「等」を加え、同頁 21 行目から 22 行目にかけての「その運営を支配し又はその運営に」までを「運営することを支配し又は」に、同 21 頁 3 行目の「と労働者」から 4 行目末尾までを「の観点から相当ではない。」にそれぞれ改める。
- (5) 原判決 22 頁 7 行目の「対応策は？」の次に「、「ユニオンには、全ての社員が、情報共有し、毅然たる態度で臨むことが肝心！」を、同頁 15 行目の「(別紙 1 p 14)」の次に「、参考文献として、C 著作の「中小企業がユニオンに潰される日」及び「ユニオンとブラック社員」が掲載され、同人について「厚生労働省入省後、労働畑を歩く。(中略)労働組合も担当し、労働関連の法律や実務、労使関係に造詣が深い。」との紹介文」をそれぞれ加え、同頁 16 行目から 17 行目にかけての「客観的な」から 20 行目の「得ない」までを「否定的な評価がうかがわれる上、補助参加人に対する批判的な意見や補助参加人を揶揄する表現が少なからず見受けられる。そうすると、本件研修資料等は、上記の表現等を用いて、補助参加人が通常の労働組合とは異なり労働問題の解決名目で金銭を取得することを意図する団体であるとの誹謗中傷をするとともに、その組合員に対しては、全ての社員が情報共有をして毅然たる態度で臨むことが肝心であることや、当該組合員が組織内にいる場合には、当該社員がいわゆる「ブラック社員」であり、周囲の社員にも分かるように公の場で議論して当該ブラック社員による組織分断行為を絶対に許さないことなどが組織防衛のために必要不可欠であることを指摘するなどして、当該ブラック社員とされる補助参加人に加入する組合員による組合活動を許容しない態度や対応をとることを奨励する内容のものと理解される。」に、同頁末行の「支局長」を「一部の支局長」に、同 23 頁 2 行目の「意見」を「意見や、補助参加人の組合員による組合活動を許容しない態度及び対応

を奨励する考え方」に、同 23 頁 7 行目の「原告」から 9 行目の「印象付けること」までを「主として、控訴人の全職員に対して、補助参加人の組合活動が労働問題の解決名目で金銭を取得する悪質なもので、補助参加人及びその組合員が控訴人に敵対する好ましくない存在であることを印象付けるとともに、ブラック社員とされる補助参加人に加入する組合員による組合活動を許容しない態度や対応が奨励されることを周知することなど」に、同頁 12 行目の「ものであり」を「ものであるから」に改める。

(6) 原判決 26 頁 24 行目の「損害賠償請求」から 25 行目の「べきであって」までを「損害賠償請求等の法的手続により対応することができるのであるから」に改める。

(7) 原判決 27 頁 20 行目の「もの」の次に「等」を加え、同行目の「違憲・」を、同 28 頁初行の「・違憲」を、同 29 頁初行の「(なお」から 4 行目末尾までをそれぞれ削る。

(8) 原判決 29 頁 7 行目から 8 行目にかけての「相当である」を「含めて、本件命令を発したことに裁量権の逸脱又は濫用があったということはできない」に、同頁 9 行目の「相当性」を「適法性」にそれぞれ改める。

2 その他、控訴人が縷々主張するところを踏まえて一件記録を参照しても、本件命令が違法であったと認めるに足りる的確な証拠や事情は見当たらない。

以上によれば、控訴人の請求は理由がない。

第 4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 23 民事部